

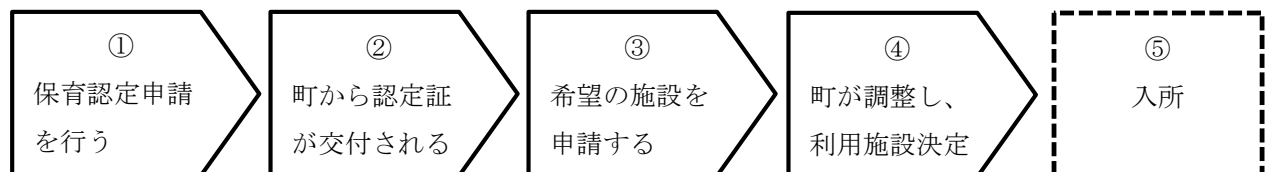
次年度保育所利用に関するご案内（新規・継続）

問 田布施町 町民福祉課 児童係 TEL 0820-52-5810

！注意事項！

次年度4月入所の申請期間は、11月2日（月）～12月21日（月）となり、例年より早い締切日となります。
また、締切日以降は申請を受け付けることができません。次回受付は5月入所分（4月上旬受付）となります。
継続入所を希望する方も同様に取り扱いますので、必ず締切日までに手続きしてください。

（１）申請の流れ



町では、①の認定申請と③の申請を1枚の申請書で行います。

（２）保育の必要性の認定事由

保育所を利用するには、子どもの保護者のいずれもが、以下の事由のいずれかに該当する必要があります。

事 由	基 準	必要書類
就労	1 か月あたり 48 時間以上労働することが常態である	・ 就労証明書 ・ 変則就労の土曜日利用希望の場合はシフト表 ・ 自営業の場合は直近の確定申告書の写し 新規開業の場合は開業届 等
妊娠・出産	出産前 2 か月 出産後 3 か月である	・ 保育を必要とする申立書 ・ 母子手帳の写し
保護者の 疾病・障がい	・ 疾病・負傷している ・ 精神や身体に障がいを有している	・ 保育を必要とする申立書 ・ 診断書または手帳の写し
親族の 介護・看護	親族を常時看護または介護している	・ 保育を必要とする申立書 ・ 診断書または手帳の写し 介護保険被保険者証の写し 等
就学	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している	・ 保育を必要とする申立書 ・ 学生証、在学証明書 等
求職活動	求職活動を行っている（起業準備含む） ※有効期間は3か月	・ 求職活動申立書
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている	・ 保育を必要とする申立書 ・ り災証明書
その他	上記に類する場合で町長が特に認める場合	・ 保育を必要とする申立書

※必要書類が揃っていないと受理できません。

※きょうだいでの入所の場合、事由証明の書類は世帯で1部ご準備ください。子どもごとの作成は不要です。

※その他、不明な点がありましたら、町までご相談ください。

(3) 保育時間

(2) の認定事由に応じて、保育の利用時間と保育料が変わります。

保育必要量	保育の利用時間	勤務時間（1 か月あたり）
保育標準時間	1 日 11 時間まで利用可能	120 時間以上（フルタイム勤務の想定）
保育短時間	1 日 8 時間まで利用可能	48 時間以上 120 時間未満（パートタイム勤務の想定）

※勤務状況やご家庭の状況に応じて、区分されます。

(4) 保育料（0～2 歳児クラス）、副食費徴収免除（3～5 歳児クラス）

- ・保育料、副食費徴収免除対象者は、保護者の「町民税所得割額」によって決まります。
- ・保育料は、同じ階層であっても、「保育標準時間」と「保育短時間」で金額が異なります。
- ・前期（4 月～8 月）と後期（9 月～3 月）で、算定根拠である町民税所得割額の基準年度が切り替わるため、保育料や副食費徴収免除の対象が変更となる場合があります。
- ・令和 8 年 1 月 1 日に田布施町に住民登録がない方は、令和 8 年 1 月 1 日時点の居住自治体名を、申請書内記載欄にご記入ください。（県内は市町名のみ、県外は都道府県名と市町村名）
例：県内の場合→柳井市 県外の場合→広島県大竹市
- ・申請書内の「職権確認同意欄（個人番号）」は、町が算定対象者の所得等を確認する際、マイナンバーを使用することにご同意いただくためのものです。保護者名の記入をお忘れないようにお願いします。
- ・保育料、副食費徴収免除対象者の決定後、各ご家庭に通知します。（前期は 4 月、後期は 9 月上旬頃予定）

町では、保育料の口座振替を推進しています。申込書類は、町内各銀行・信用金庫・農協に備え付けてありますので、通帳と通帳印をご持参の上、各期間の窓口でお手続きをお願いいたします。

(5) 多子世帯の保育料等減免について

世帯のうち第 2 子以降の子どもは、全額減免となります。なお、生計を一にする別居の兄弟がいる場合は、申請書に氏名等を記載してください。

(6) 発達やアレルギーなど、保育に特別な配慮を必要とする子どもの利用について

健康面や発達面で特別な配慮を必要とする場合、施設の環境等から保育の希望に添えない場合があります。入所を検討する際は、事前に町民福祉課児童係にご相談ください。また、町内保育所では、入所後、子どもの成長に伴い集団保育が困難な状況などが見られる場合、保護者の皆さまに対し、療育等について相談させていただくことがあります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

子どもにアレルギー等がある場合は、申請時に窓口でご報告をお願いいたします。

(7) 申請について

- ◇申請期間 令和 8 年 11 月 2 日（月）～ 令和 8 年 12 月 21 日（月）
- ◇申請先 町民福祉課 児童係（役場 1 階③窓口）※保育所へは提出できません。
- ◇必要書類 ・保育（認定・変更）申請書 1 枚
・保育の必要性を証明する書類（詳細は（2）を確認） 1～2 枚

このたび申請した内容に変更がある場合は、事由発生後すぐに、必ず町へご報告ください。

（例）転職、退職、就職、婚姻、離婚、転居、同居、税の更正、障害者手帳等の取得など

